

# 独立行政法人教職員支援機構の見直し内容

令和7年8月29日  
文部科学省

## 1. 政策上の要請及び現状の課題

### (1) 政策上の要請

独立行政法人教職員支援機構（以下「本法人」という。）は、平成29年の教育公務員特例法等の改正により、「養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点」として、独立行政法人教員研修センターから名称変更・組織改編を行い、機能強化を図った。

本法人は、「変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教職員」の姿の実現を目指し、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、研修の実施や研修の在り方の提案、研修担当者間で学び合う環境の醸成、教員の資質に関する調査研究等を通じて、全国における主体的・対話的で深い教職員の学びの実現や、教職員の資質の向上に寄与している。

社会が大きく変化する中、我が国が将来に向けてさらに発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教師の資質能力を向上させることが重要である。

本法人では、第6期中期目標期間中、中央教育審議会における令和3年・4年答申等も踏まえ、「研修観の転換」に向けて探究型研修の実施やインターバル研修の導入など、持続的な研修の質向上を実現するとともに、よりよい研修の在り方について全国に提案してきた。

また、NITSフェローの委嘱等を通じて、全国各地域で本法人職員を含め研修担当者がよりよい研修の在り方を問い続け、試行錯誤する「学び合いのコミュニティ」を醸成する取組を実施するとともに、教育委員会等の関係機関との積極的な人事交流やNITSフェローの委嘱等を通じて外部人材を確保し、専門性を持つ多様な人材の確保を図るとともに、全国との協働体制を強化してきた。

さらに、動画教材を多様なシリーズで展開や「全国教員研修プラットフォーム(Plant)」の運用を通じて、全国の教職員に多様な研修機会を提供している。

### (2) 現状の課題

一方、探究型研修をはじめとする研修の効果的な検証・改善の推進や、それも踏まえた「学び合いのコミュニティ」の醸成を通じた「教職員の学び」の更なる深まりと、全国における「研修観の転換」の持続的な推進が必要であり、施設面における老朽化・防災対策にも課題がある。

また、令和6年12月25日に行われた「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問を受けて、現在、中央教育審議会では以下の点が議論されている。

- ・ 教職生涯全体を通じて「学び続ける教師」の実現に向けて、学校管理職のマネジメント能力の強化や教職大学院での指導の質を確保するための方策など、教師の質を維持・向上させるための研修の在り方についての検討。
- ・ 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に向けて、教員資格認定試験の在り方や特別免許状等の更なる活用促進など、多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方の検討。

本法人としては、第6期中期目標期間における取組をさらに発展させ、可能な提案も行いながら、中央教育審議会の審議結果を踏まえた対応が求められる。

本法人の業務及び組織については、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業績についての評価結果、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針、さらに、以上の本法人を取り巻く政策課題、社会情勢等の環境変化を踏まえ、学校教育関係職員の資質向上を図るナショナルセンターとしての政策実施機能を的確に発揮しつつ効果的かつ効率的な業務運営を確保するため、以下のとおり見直し、次期中期目標・中期計画の策定等を行うこととする。

## 2. 講ずるべき措置

### (1) 中期目標期間

本法人が実施する業務は長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標期間を5年間とする。

### (2) 中期目標の方向性

今期中期目標期間に行ってきた事務・事業を継続して実施することを基本とし、以下の内容については、次期中期目標において重要事項として位置付ける。

また、前述のとおり、中央教育審議会において「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」等の諮問を受けた審議が行われているところであり、その審議結果を踏まえ、以下の内容についても必要な見直しを行うこととする。

#### ① 学校教育関係職員に対する研修事業

本事業は、i 各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の探究に向かう力の涵養を主たる目標とする研修、ii 各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の学校経営等に資する課題解決力の育成を主たる目標とする研修等により、研修の成果を全国に波及させる拠点としての役割を有する。

本法人は、関係機関と連携しつつ、研修事業全体を通して「変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教職員」の姿の実現を目指すものとする。そのため、「研修観の転換」を推進し、参加者の行動変容を図ることを目的として研修事業の検討を続けていくとともに、研修担当者と関係自治体から派遣された教職経験者（特別研修員）等と組織的な研修マネジメント力の協働開発を図る。

各研修においては、対話や自己内省の時間の拡充、問いかけや教材の工夫等を通じて、参加者自身が考え実践に向けて探究する、あるいは課題を自ら発見し、解決していけるようプログラムを設計する必要がある。

また、今期中期目標期間の調査研究の成果を踏まえ、対面及びリアルタイム・オンライン研修において、実施形態の特徴を生かした効果的な研修を設計するとともに、オンデマンド型動画等を効果的に利用した学習方策についても推進するものとする。

## ② 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する者に対する専門的な助言事業

平成29年4月の機能強化以降、本法人が有する知見や全国的なネットワーク等を活用した専門的な助言や好事例の収集、指標データベースの作成等により、各任命権者が抱える指標と研修に関する課題の解決をリードする拠点としての役割を果たしている。

令和6年の中央教育審議会答申を踏まえ、校長が果たすべき役割として働き方改革に向けたマネジメントの重要性を位置付ける観点から「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が令和7年2月に改訂されたところであるが、指針を参酌した各任命権者による指標及び研修計画の改善や研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導助言等に対して、引き続き必要な専門的助言を行い、積極的に支援していくものとする。

## ③ 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助事業

全国的な「研修観の転換」を図るためには、学校教育関係職員を対象とした研修を実施する全国の主体がそれぞれに実施している研修の質を問い続けることが必要である。そのような環境を形成するためには、互いの取組から学び合う関係を構築することが有効であり、本法人は、自らもそのような主体の一つだという認識のもと、研修担当者は元より本法人、教育委員会、教育（研修）センター、教職大学院、学校等間の「学び合いのコミュニティ」を醸成する取組を進め、各地域における教職員研修が持続的に深まっていくことを目指していく。

本法人は、全国教員研修プラットフォーム（Plant）を管理し、その効率的な運用に努める。さらに、本法人自体も、先進的な学習コンテンツの開発・提供主

体となる。こうした業務を担うに当たっては、都道府県教育委員会等の任命権者が本法人の運営に積極的に参画することにより、本法人が都道府県教育委員会等の任命権者ニーズを丁寧に汲み上げるとともに、都道府県教育委員会等の任命権者において蓄積されてきた知見を活用する。

また、校内研修シリーズの拡充や大学等と共同での学習コンテンツの開発、教員免許状を保有するものの教職には就いていない者の資質能力の確保に資する学習コンテンツの開発等を行うなど、教職員の学びの充実に向けて、本法人は、教職員及び研修担当者が質の高い有意義なコンテンツにアクセスしやすくなるよう、情報提供やコンテンツの充実に図るとともに、環境の整備を推進する。

#### ④ 教員の資質に関する調査研究及びその成果の普及事業

本事業は、平成 29 年の機能強化以降、中教審答申や法令改正等を受けてどの教育委員会も直面する課題を調査研究テーマとして選定し、その調査研究の成果報告書を成果報告会、ホームページ等で提供する全国的な情報拠点としての役割を有している。

教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、本法人の研修事業をはじめとした各種の事業との有機的連携を強化するものとする。

特に、「研修観の転換」に資する研修の在り方及び研修の評価の在り方については、研修事業と連携しつつ、組織的な取組として調査研究を実施する。

調査研究の成果については、本法人の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら調査研究の成果の普及を図るものとする。

#### ⑤ 免許法認定講習等の認定に関する事務

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく免許法認定講習等の認定について、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に遅滞なく実施する。

#### ⑥ 教員資格認定試験の実施に関する事務

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく教員資格認定試験の実施について、教員資格認定試験規程（昭和 48 年文部省令第 17 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、秘密保持に十分留意した上で、本試験の問題作成を行うとともに、試験実施に関する事務を確実に行う。

また、中央教育審議会において、できる限り多くの多様な専門性や背景を有する社会人等に教師への入職を目指してもらえるような教員資格認定試験の在り方や試験の実施方法等について審議が行われているところであり、その審議結果を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。

## ⑦ 管理運営及び財務内容等に関する事務

### i 業務運営の効率化

引き続き、必要な事務・事業は確実に実施しつつ、更なる既存事業の徹底した見直し、効率化等により、一般管理費の削減、業務の効率化を図るとともに、平成 25 年閣議決定に基づく 4 法人（国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び本法人）の間接業務等の共同実施を進めるものとする。

### ii 財務内容の改善

引き続き、研修・宿泊・体育施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を行い、自己収入拡大を図るための必要な措置を講じるとともに、固定経費の節減、財務内容等の透明性の確保に努めるものとする。

### iii 施設・設備等の整備

引き続き、研修・宿泊・体育施設について、老朽化対策を計画的に行うとともに、参加者の安全確保等のための必要な整備を行う。

また、貸出施設や貸出対象の拡充を行い、施設の有効利用に供するとともに、自己収入の増を図るものとする。

### iv 内部統制のガバナンス等の充実

理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、引き続き、業務改善や柔軟な組織体制の見直しと、これに必要とされる職場環境の整備等を推進し、適切な業務運営に努めるものとする。

### v 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

本法人全体で DX 化に対応した環境の整備に努め、本法人が主催する研修の充実、参加者の利便性の向上を図るとともに、内部業務の電子化を進める。

その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に従って、引き続き、情報セキュリティ対策を推進する。

さらに、外部機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、サイバー攻撃等への対応の強化など必要となる情報セキュリティ対策を講じる。